

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子家庭等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、母子家庭等事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

令和6年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子家庭等に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業に関する事務 ひとり親家庭等において、自立を促進するための修学、就労、疾病等又は生活環境の変化等により一時的に家事、育児等の日常生活の援助を必要とする場合に、当該日常生活の援助を行う者を派遣することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図る。 2. 母子家庭等及び寡婦自立支援給付金に関する事務 ひとり親家庭等において、経済的な自立のための、技術を身につける講座を受講するための給付金を支給する。
③システムの名称	1. 母子家庭等支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 母子家庭等支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番44 (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第35条 2. (番号法)第9条第1項及び別表第一 項番45 (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第36条 3. (番号法)第9条第1項及び別表第一 項番9 (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 項番64 (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第35条 2. (番号法)第19条第8号及び別表第二 項番65 (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第36条 3. (番号法)第19条第8号及び別表第二 項番16 (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 こども局 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局こども未来課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

